

生活保護基準引下げの見直しを求める会長声明

本年2月22日、大阪地方裁判所は、大阪府内の生活保護利用者らが、2013年8月から3回に分けて国が実施した生活保護基準の引下げ（以下「本引下げ」という。）は生存権を保障した憲法25条に反するなどとして、保護費を減額した決定の取消しなどを求めた訴訟において、厚生労働大臣の判断には「最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある」として、保護費の減額決定を取り消す判決を言い渡した。

同判決は、石油製品、食料品等について11年ぶりに1%を超える特異な物価上昇が起こった2008年を起点にすると、その後の物価の下落率が大きくなるのが改定時にはわかっていたにもかかわらず、2008年を下落率比較の起点にした点、厚生労働大臣がデフレ調整の物価下落率として採用した生活扶助相当CPIの下落率（-4.78%）が、テレビ、ビデオレコーダー、パソコンなど被保護世帯での支出割合が相当低い教養娯楽耐久財の物価の大幅下落で増幅され、消費者物価指数の下落率（-2.35%）より著しく大きくなった点で、厚生労働大臣の判断がいずれも統計などの客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いていると指摘し、政府による2013年（平成25年）8月以降の生活保護費引下げ政策が、恣意的なものであったことを的確に指摘したものであり、高く評価できる。

当会は、かねてより、「憲法25条は『健康で文化的な最低限度の生活』、すなわち生存権を国民に保障し、それを具現化するために生活保護法が存在する。しかし、現在の生活保護基準ですら、健康で文化的な最低限度の生活が維持されているとは言い難い。」、「当会は、現在もなお憲法25条が保障する『健康で文化的な最低限度の生活』を維持し得ていない生活保護利用者をさらに追い詰め、さらに一層、市民生活全般の底下げをもたらす生存権を脅かす今回の生活保護基準の引き下げは断じて容認できず、断固反対する。」として、保護基準の引下げに強く反対してきた。

しかも、コロナ禍のいま、最後のセーフティネットである生活保護制度の重要性が見直され、その適用の拡大のための方策が打ち出されている。

したがって、当会は、国に対し、本判決をふまえて早急に現在の生活保護基準を見直し、2013年（平成25年）8月以前の生活保護基準に戻すことを求める。また、当会は、生活保護制度の改善と充実のための相談・提言活動を今後とも積極的に行っていく決意を、ここに改めて表明するものである。

2021年（令和3年）3月11日

千葉県弁護士会
会長 眞田 範行